



国 監 告 第 2 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年5月1日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 小 口 俊 明

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成25年4月2日(火)から平成25年4月15日(月)まで

(イ) 実施

平成25年4月22日(月)

イ. 対象部局

(ア) 行政管理部総務課

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成24年度国立市一般会計(歳出)

国立市庁舎ファンコイルユニット更新工事(平成25年3月28日支払分)

予算科目 02.01.07.15(03)

収入額 5,775,000円

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成25年4月1日(月)

イ. 資料提出期限 平成25年4月11日(木)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

- ア．工事の施工にあたり、その着手及び完成の時期は計画に適合しているか。
- イ．工事にかかる入札・契約事務の執行体制は合理的に確立され、その機能は十分果たしているか。
- ウ．請負業者の選択基準、選定方法は適正か。
- エ．工事にかかる監督、検査体制は合理的に確立され、その機能は十分に果たしているか。
- オ．工法、資材の選択が、適切に行われているか。
- カ．工事による騒音、振動等の防止に努めているか。

(6) 結果

ア．概 評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、良好であった。

イ．個別事項

- (ア) 指摘事項 なし
- (イ) 要望事項 なし

以上